

令和5年度甲種防火管理再講習について（お知らせ）

一定規模用途の大きな建物における防火管理者は5年以内毎に特定の防火管理講習受講が必要です。この講習を甲種防火管理再講習といたします。

これを受講しなければ、建物の防火管理者は適正な選任とは認められません。

甲種防火管理再講習を次のとおり行います。

講習日時 令和5年8月31日（木） 9時～12時まで

講習場所 甘木・朝倉消防本部 3階講習会場（朝倉市一木18番地20）

受講対象者

収容人員が300人以上の公会堂、集会場等、遊技場・パチンコ店、飲食店、店舗・スーパーマーケット、ホテル・旅館、病院、福祉センターなど不特定多数の人が出入りする建物や、火災が発生した時に人命に及ぼす危険が高い建物（特定防火対象物といたします）において防火管理者に選任されている方は、5年毎に防火管理再講習を受講しなければなりません。受講義務は次のとおりです。

- （1）防火管理講習を修了した日から、防火管理者に選任されるまでの期間が4年以上経っている方は、選任された日から1年以内に再講習を受講する。
- （2）上記以外の方は、甲種防火管理新規講習又は再講習を受講した日の翌年度4月1日を基準日として、5年以内に再講習を受講する。

受講申込等

（1）受講申込

受講申込用紙に必要事項を記入、写真を貼付し消防本部（署）、分署、出張所のいずれかに提出してください。

申込用紙は、上記のアイコンをクリックしてください。

また、消防本部及び分署・出張所にも準備しています。

（2）申込期間

令和5年7月31日（月）から講習前日まで

9時00分から17時まで

（3）テキスト及び資料代

2,000円を受講日に徴集します。

（4）受講資格及び定員

今年度の講習会は管内（朝倉市・筑前町・東峰村）の事業所に勤務されている方に限らせていただきます。定員を40名にさせていただきます。

詳しいことは、甘木・朝倉消防本部予防課 電話23-2752までお問い合わせください。